独立行政法人日本学生支援機構 平成16年規程第26号 最近改正 平成25年規程第8号

海外拠点留学促進事業実施規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北 原 保 雄

海外拠点留学促進事業実施規程

(目的)

第1条 この事業は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、海外に事業の実施拠点としての事務所(以下「海外事務所」という。)を設置し、当該海外事務所において、留学情報の発信・相談、留学情報の収集、渡日前入学許可の推進等に係る事業その他機構が海外に展開する事業を行うことによって、我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的とする。

(海外事務所の設置等)

- 第2条 前条に規定する海外事務所は、日本国際教育交流情報センターと称し、その 英語訳名をJapan Educational Information Centerとする。
- 2 海外事務所を設置する国・地域及び都市は、別に定める。
- 3 機構理事長(以下「理事長」という。)は、必要と認められるときは、海外事務 所に、非常勤職員を雇用することができる。
- 4 理事長は、定期的に又は必要と認められるときに、機構の職員を海外事務所に派遣するものとする。
- 5 海外事務所に派遣される機構の職員は、当該海外事務所の事務所長等適当な呼 称を用いることができる。

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 日本留学希望者等に対する情報提供及び留学相談
  - (2) 海外の高等教育機関に留学するために必要な情報の収集及び海外希望者等に対する情報提供
  - (3) 日本留学フェアの実施準備
  - (4) 元日本留学生会との連絡及び提携
  - (5) 帰国外国人留学生のフォローアップ及びアフターケア
  - (6) 日本留学試験の現地実施機関への協力
  - (7) 渡日前入学許可を行う大学に対する海外面接試験及び電話インタビュー等の 実施場所の提供
  - (8) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(事務処理)

- 第4条 この事業は、関係部署との緊密な連携の下に、留学情報課において処理する。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
  - この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号) 抄

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第13号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号) 抄 (施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第8号) 抄(施行期日)
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。